

宝くじ関係法令

・刑法（明治40年法律第45号）（抄）

（富くじ発売等）

第187条 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 前2項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

・地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第32条 道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

・当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証券の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて地方財政資金の調達に資することを目的とする。

（当せん金付証券の意義）

第2条 この法律において「当せん金付証券」とは、その売得金の中から、くじびきにより購買者に当せん金品を支払い、又は交付する証券をいう。

2 この法律において「加算型当せん金付証券」とは、当せん金付証券のうち、購入に当たつて、くじ引の対象となる数字の中から一定数の数字を選択し、当該選択した数字とくじ引により選択された数字との合致の割合に応じて当せん金品を支払い、又は交付するものであつて、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を次回の同種の当せん金付証券を発売する場合においてその当せん金品の金額又は価格の総額に加算金として算入するものをいう。

一 いずれかの合致の割合に該当する当せん金付証券がない場合 当該合致の割合に係る配分額（当該当せん金品の金額又は価格の総額を合致の割合ごとに配分したものをいう。次号において同じ。）

二 それぞれの合致の割合に係る配分額を当該合致の割合に該当する各当せん金付証券にあん分した金額又は価格が第5条第2項に規定する一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格を超える場合 当該超える部分の金額又は価格の総額

第3条 削除

(都道府県等の当せん金付証券の発売)

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第7条第1項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、第1項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 当せん金付証券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は当せん金付証券と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は当せん金付証券に表示された記載とみなす。

(当せん金付証券の当せん金品の限度)

第5条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金（第2条第2項の加算金をいう。以下同じ。）の額を加えた額）をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の50万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の250万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、500万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

(当せん金付証券の売買)

第6条 当せん金付証券の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付（以下「当せん金付証券の発売等」という。）については、都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き、銀行その他政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

- 2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。
- 3 都道府県知事又は特定市の市長は、第1項の規定による委託を行おうとする場合には、当せん金付証券の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの（以下この項において「委託対象事務」という。）の範囲及び、一定期日までに申請する銀行等に対し、委託対象事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証券の発売期間の初日の3月前まで（災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証券に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあっては、当該当せん金付証券の発売期間の初日の1月前まで）に公告しなければならない。
 - 一 当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する一定の手数料相当額
 - 二 前号に掲げるもの並びに当せん金付証券の購入者に支払った当せん金及びその者に交付した当せん品の購入に必要な経費の金額（以下「手数料相当額等」という。）を除くほか、委託対象事務の実施に必要な一定の経費の金額。ただし、手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で委託対象事務の実施に要したものの金額が当該一定の経費の金額に満たないときは、その要した経費の金額
- 4 前項第1号に掲げる手数料相当額の料率は、一当せん金付証券につき、証券金額の一割を超えない範囲で、発売する都道府県知事又は特定市の市長が、これを定める。
- 5 第1項の規定に基づいて委託を受けた銀行等（以下「受託銀行等」という。）は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の一部を再委託することができる。
- 6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。
- 7 何人も、当せん金付証券を転売してはならない。

（当せん金付証券に関する告示）

第7条 都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証券の発売につき、第四条第一項の規定により許可を受けたときは、その発売前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- 一 名称
- 二 受託銀行等の名称及び所在地
- 三 発売の数及び総額
- 四 証券金額
- 五 発売期間
- 六 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数
- 七 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

八 証票を転売できないこと

九 その他必要な事項

2 前項の告示は、当せん金付証票の発売後は、これを変更することができない。

第8条 削除

(証票の記載事項)

第9条 当せん金付証票には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称

二 発売者

三 受託銀行等の名称

四 証票金額

五 くじ引に必要な組及び番号又は表示

六 第10条に掲げる事項

七 当せん金付証票の当せん金品の債権の時効完成の年月日

八 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

九 証票を転売できないこと

(証票の再交付)

第10条 滅失、紛失又は盗難に因る当せん金付証票の再交付は、これをなさない。

(当せん金品の支払)

第11条 当せん金付証票の当せん金品は、都道府県、特定市若しくは受託銀行等から直接に当せん金付証票を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対して、当せんを確認することができる当せん金付証票と引換えに、これを支払い、又は交付する。

2 当せん金付証票を発売した都道府県、特定市又は受託銀行等は、都道府県、特定市若しくは受託銀行等から直接に当せん金付証票を購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に対してのみ、その当せん金品を支払い、又は交付する責めに任ずる。

第11条の2 前条の規定の適用については、遺失物法（平成18年法律第73号）の規定により当せん金付証票を保管している警察署長又は同法及び民法（明治29年法律第89号）第240条の規定により当せん金付証票の所有権を取得した者は、都道府県、特定市又は受託銀行等から直接に当せん金付証票を購入した者とみなす。

2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金付証票の当せん金品の債権が時効により消滅するおそれがある場合に限り、都道府県、特定市又は受託銀行等に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならない。

3 前2項の規定により警察署長が受領した当せん金付証券の当せん金品に対する遺失物法及び民法第240条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金付証券とみなす。

(特別措置)

第12条 当せん金付証券の当せん金品の債権は、一年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第13条 当せん金付証券の当せん金品については、所得税を課さない。

(住民の理解を深めるための措置等)

第13条の2 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証券の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証券に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

(受託銀行等の経理)

第14条 受託銀行等は、第6条第1項の規定により委託を受けた事務に関する経理については、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けて行い、かつ、その勘定に属する資金を、総務省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け、投資その他の通常の業務に使用してはならない。

(受託銀行等の当せん金品の支払資金)

第15条 受託銀行等は、その発売の事務を委託された当せん金付証券の当せん金及び当せん金付証券の当せん品の購入に必要な経費については、当該当せん金付証券の売得金(加算型当せん金付証券にあつては、売得金に加算金を加えたもの。次条第一項において同じ。)のうちから支払うものとする。

(受託銀行等の納付金等)

第16条 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の売得金のうち、その金額から当せん金付証券の購入者に支払うべき当せん金の額及びその者に交付すべき当せん品の購入に必要な経費の金額並びに当該当せん金付証券についての第6条第3項第1号に掲げる金額及び同項第2号本文に規定する一定の経費の金額の合計額(加算型当せん金付証券にあつては、その額に次の加算型当せん金付証券を発売する場合における加算金とされるもの(次項及び第3項において「加算予定金」という。)の金額を加えた額)を控除した残額に相当するものを、その発売期間満了後1月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付するものとする。

2 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該都道府県又は当該特定市が次の加算型当せん金付証券を発売するときは、その発売期間の末日までに、当該都道府県、当該特定市又は次の加算型当せん金付証券に係る受託銀行等に当該加算予定金を引き渡さなければならない。

- 3 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該加算型当せん金付証券の発売期間満了後1年以内に次回の加算型当せん金付証券が発売されないときは、当該加算予定金を、当該発売期間満了後1年を経過した日から1月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。
- 4 受託銀行等は、都道府県又は特定市の発売する当せん金付証券の当せん金品の債権が第12条の規定により時効により消滅すべき日から1月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。
 - 一 当該当せん金付証券につき支払うべきであつた当せん金の合計額からその当せん金の債権の消滅の際までに支払つた当せん金の合計額を控除した残額
 - 二 当該当せん金付証券につき交付すべきであつた当せん品でその債権の消滅の際までに交付しなかつたもののその際における時価に相当する金額
 - 三 当該当せん金付証券の当せん金品でその債権が時効により消滅したものについての第6条第3項第1号に掲げる金額
 - 四 手数料相当額等をもつて賄われるべき経費以外の経費で当該当せん金付証券の発売等について第6条第1項の規定により委託を受けた事務の実施に要したものの金額が、当該当せん金付証券についての同条第3項第2号本文に規定する一定の経費の金額に満たないときは、当該一定の経費の金額からその要した経費の金額を控除した残額
- 5 受託銀行等は、第14条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、総務省令で定めるところにより、翌月の10日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

(報告及び検査)

- 第17条 受託銀行等は、都道府県知事又は特定市の市長に、その委託を受けた当せん金付証券に関し、各月及び要求されるごとに報告書を提出しなければならない。この場合において、各月の報告書は、15日以内に、これを提出するものとする。
- 2 都道府県知事又は特定市の市長は、少なくとも年3回、職員をして、その委託した業務に関し、受託銀行等の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させる。
 - 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 - 4 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、その委託した業務に関し、第2項の検査のほか、職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものに委託して帳簿その他の関係書類を検査させることができる。この場合において、検査の委託を受けた者は、受託銀行等に対し、帳簿その他の関係書類の提出を求めることができる。

- 5 前項の規定に基づいて検査を行つた者は、検査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第4項の規定に基づいて検査を行う者は、検査の事務に関しては、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 7 都道府県知事又は特定市の市長は、第2項及び第4項の検査の結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 8 総務大臣は、前項の報告を受けた場合において、当せん金付証券の発売等の事務の適正な執行を確保するために特に必要があると認めるときは、同項の都道府県知事又は特定市の市長に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

（罰則）

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを10年以下の懲役又は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第7項の規定に違反し、当せん金付証券を転売した者
- 二 第11条第1項の規定に違反し、当せん金品を支払い、若しくは交付し、又は受領した者
- 三 第14条の規定に違反し、第6条第1項の規定により受託銀行等が委託を受けた事務に関し、その勘定に属する資金を貸付け、投資その他の通常の業務に使用し、又はその経理を他の勘定と区分してなさず、若しくは虚偽の経理をした者
- 四 前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 前条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 前条第5項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第19条 受託銀行等の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その受託銀行等の業務に関して、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託銀行等に対しても、同項の罰金刑を科する。

・地方財政法第32条に規定する事業を定める省令（昭和63年自治省令第4号）

地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定に基づき、地方財政法第32条に規定する事業を定める省令（昭和60年自治省令第19号）の全部を改正する省令を次のように定める。

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第1号については平成39年度までの間に、第2号、第7号から第9号まで及び第11号については平成31年度までの間に、第3号から第6号まで及び第10号については平成30年度までの間に、第12号については平成32年度までの間に行われるものとする。

- 1 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

- 2 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであつて総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 3 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 4 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 5 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 6 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
- 7 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 8 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 9 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 10 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 11 平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業
- 12 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業